

支 払 基 金
平成 2 8 年 4 月 1 日

歯科診療行為マスターの更新について

平成 2 8 年 3 月 3 1 日付け「疑義解釈資料の送付について（その 1）」等に基づき、本年 3 月 2 8 日に掲載した歯科診療行為マスターを更新し、同マスターを掲載しましたのでお知らせいたします。

なお、今後、厚生労働省から発出される通知等によっては変更が生じる場合がありますので、ご留意下さい。

また、更新内容につきましては、別紙をご覧ください。

歯科診療行為マスター変更内容

【基本テーブル】

区分番号	診療行為コード	基本名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303006250	歯科訪問診療（初診料若しくは再診料の場合）	3		新設		「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成28年3月31日事務連絡）に基づき新設
I017-00	309010350	床副子（困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの））	5	基本名称	床副子（困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの））	床副子（困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（アクチバートル式以外））	基本、省略名称設定変更のため
				省略名称	歯ぎしりに対する咬合床（上顎又は下顎に装着）	歯ぎしりに対する咬合床（アクチバートル式以外）	
I017-00	309007050	床副子（困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの））	5	基本名称	床副子（困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの））	床副子（困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（アクチバートル式以外））	〃
				省略名称	睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎又は下顎に装着）	睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（アクチバートル式以外）	
I017-00	309018650	床副子（困難なもの）（オブチュレーター）	3		新設		「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成28年3月4日）に基づき新設
I017-00	309010450	床副子（著しく困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（上顎及び下顎に装着し1装置として使用するもの））	5	基本名称	床副子（著しく困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（上顎及び下顎に装着し1装置として使用するもの））	床副子（著しく困難なもの）（歯ぎしりに対する咬合床（アクチバートル式））	基本、省略名称設定変更のため
				省略名称	歯ぎしりに対する咬合床（上顎及び下顎に装着）	歯ぎしりに対する咬合床（アクチバートル式）	
I017-00	309007150	床副子（著しく困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎及び下顎に装着し1装置として使用するもの））	5	基本名称	床副子（著しく困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎及び下顎に装着し1装置として使用するもの））	床副子（著しく困難なもの）（睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（アクチバートル式））	〃
				省略名称	睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（上顎及び下顎に装着）	睡眠時無呼吸症候群治療用咬合床（アクチバートル式）	
I017-00	309018750	床副子（著しく困難なもの）（術後即時顎補綴装置）	3		新設		「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（通知）」（平成28年3月4日）に基づき新設
I017-00	309014910	床副子（摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）（新製作した場合））	5	告示番号（項番）	05	04	告示番号（項番）設定変更のため
I017-00	309015010	床副子（摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）（旧義歯を用いた場合））	5	告示番号（項番）	05	04	
J000-00	310000110	抜歯手術（1歯につき）（乳歯）	5	注加算グループ	C143	C057	「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成28年3月31日事務連絡）に基づき変更

歯科診療行為マスター変更内容

【基本・注加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	基本・注加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	C021	CC023	303004070	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者の場合）	08		新 設	グループ番号C021設定変更のため	
3	C021	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（同一建物居住者の場合）	09		新 設		
3	C154	CC002	303000470	歯科診療特別対応加算（歯科訪問診療料）	01		新 設	「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成28年3月31日事務連絡）に基づき新設	
3	C154	CC003	303000570	初回時歯科診療導入加算（歯科訪問診療料）	01		新 設		
3	C154	CC022	303003970	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者以外の場合）	02		新 設		
3	C154	CC023	303004070	在宅患者等急性歯科疾患対応加算（同一建物居住者の場合）	02		新 設		
3	C154	CC025	303004270	歯科訪問診療補助加算（同一建物居住者以外の場合）	03		新 設		
3	C154	CC026	303004370	歯科訪問診療補助加算（同一建物居住者の場合）	03		新 設		

※平成28年4月診療分から適用

歯科診療行為マスター変更内容

【手技・材料加算対応テーブル】

変更区分	グループ番号	手技・材料加算対応テーブル加算項目				変更箇所	変更後	変更前	備考
		加算コード	診療行為コード	診療行為名称	加算識別				
3	D047	DM014	313009920	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（複合レジン系）（単純なもの））	02		新 設	グループ番号D047設定変更のため	
3	D047	DM093	313026020	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（ガラスイオノマー系）（単純なもの））	02		新 設	〃	
3	D047	DM016	313010120	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（複合レジン系）（単純なもの））	02		新 設	〃	
3	D047	DM095	313026220	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（ガラスイオノマー系）（単純なもの））	02		新 設	〃	
3	D047	DM015	313010020	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（複合レジン系）（複雑なもの））	03		新 設	〃	
3	D047	DM094	313026120	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料1（ガラスイオノマー系）（複雑なもの））	03		新 設	〃	
3	D047	DM017	313010220	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（複合レジン系）（複雑なもの））	03		新 設	〃	
3	D047	DM096	313026320	充填（1窩洞につき）（歯科充填用材料2（ガラスイオノマー系）（複雑なもの））	03		新 設	〃	

※平成28年4月診療分から適用

歯科診療行為マスター変更内容

【実日数】

区分番号	診療行為コード	診療行為名称	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
C000-00	303006250	歯科訪問診療（初診料若しくは再診料の場合）	3		新設		「疑義解釈資料の送付について（その1）」（平成28年3月31日事務連絡）に基づき新設